

外国人留学生に係る各種奨学金推薦要項

平成19年9月28日
国際交流委員会承認

(趣旨)

第1 この要項は、外国人留学生に係る各種奨学金（以下「各種奨学金」という。）の推薦方法について定める。

(定義)

第2 本要項で言う外国人留学生については、次のとおり定義する。

- (1) 在留資格「留学」を有していること。
- (2) 各種奨学金の受給対象期間に外国政府派遣留学生又は国際協力機構(JICA)研修員に該当しない者。
- (3) 協定校からの短期受入留学生に該当しない者。

(選考方法)

第3 選考は、各種奨学金応募希望者として登録した者について、学業成績指数等により順位付けを行う。

(登録)

第4 各種奨学金に応募しようとする外国人留学生の登録は、次のとおりとする。

- (1) 登録は、原則として4月に行う。
- (2) 前号に係わらず、後期入学者の登録は、10月に行う。

(対象)

第5 外国人留学生のうち次に掲げる者を各種奨学金の推薦対象とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生

2 前項第1号及び第2号の者のうち各部局が定める標準修得単位数を満たしていない者は、推薦対象から除外する。

(学業成績指数)

第6 学業成績指数は以下のとおり算出する。

- (1) 学業成績指数は半期毎に算出する。
- (2) 学業成績指数は次の計算式を用いて算出する。

$$\text{学業成績指数} = \frac{(\text{秀・優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{合計修得単位数}}$$

(順位付け)

第7 順位付けは、学部新生、学部学生（新生を除く。）、大学院学生及び研究生毎に以下のとおり行う。

- (1) 学部新生は、日本留学試験の成績により順位付けを行う。
- (2) 学部学生（新生を除く。）及び大学院学生は、学業成績指数の高い者から順に順位付けを行う。ただし、学業成績指数が同点の場合は、合計修得単位数の多い者を上位とし、学業成績指数及び合計修得単位数が同点の場合は、全修得科目の平均点により順位付けを行う。
- (3) 学部学生及び大学院学生のうち鹿児島大学において過去に休学又は留年したことがある者については、これらに該当しない者の後に順位付けるものとする。ただし、病気、出産等真にやむを得ない事情により休学又は留年した者は、この限りではない。
- (4) 大学院新生(入学後最初の学期のみ)及び研究生は入学前の最終学歴校の成績により順位付けを行う。
- (5) 私費外国人留学生は、国費外国人留学生及び日本台湾交流協会日本奨学金長期留学生に優先する。
- (6) 前各号の規程にかかわらず、やむを得ない事情により、国際交流委員会が必要と認める者については、優先して順位付けを行うことができる。

(推薦方法)

第8 各種奨学金への推薦は、以下のとおり行う。

- (1) 順位の高い者から順に、採用実績があり、かつ、支給条件の良い各種奨学金に推薦することを基本とする。
- (2) 学部学生及び大学院学生の双方を対象とした各種奨学金については、原則として在籍者数の割合に応じて推薦者数を案分して推薦する。
- (3) 学部新生は、学部新生のみを対象とした奨学金の場合並びに他の学部学生及び大学院学生に推薦資格に該当する者がいない場合に推薦の対象とする。
- (4) 研究生は、学部学生及び大学院学生に推薦資格に該当する者がいない場合に推薦の対象とする。
- (5) 併給及び併願については、各種奨学金の定めるところによる。

(併給を禁止とする奨学金)

第9 国費外国人留学生及び日本台湾交流協会日本奨学金長期留学生にあつては、別表第1の奨学金等との併給は一切認めない。

(報告)

第10 推薦結果及び採用結果は、国際交流委員会に報告する。

(その他)

第11 本件に関する事務は、学生部国際事業課が行う。

別表第1（第9関係）

<併給を禁止する日本の独立行政法人等による奨学金等>

独立行政法人等	奨学金等
独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）	留学生受入れ促進プログラム
	海外留学支援制度（協定受入）
	高度外国人材育成課程履修支援制度
独立行政法人 日本学術振興会（JSPS）	特別研究員（DC）
国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）	科学技術イノベーション創出に向けた 大学フェローシップ創設事業
	次世代研究者挑戦的研究プログラム （SPRING）
	次世代AI人材育成プログラム
独立行政法人 国際協力機構（JICA）	人材育成奨学計画（JDS）、 大学の学位課程に就学する技術研修員等
独立行政法人 国際交流基金（JF）	日本研究フェローシップ等

附 則

この要項は、平成19年9月28日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年9月24日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年9月4日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年2月12日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。